

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針が示される
（関係閣僚会合） 1

◆幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針が示される（関係閣僚会合）

平成30年12月28日、総理大臣官邸において「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」が開催されました。

この中で安倍総理から次の発言がありました。

「少子高齢化に真正面から取り組み、我が国の社会保障を若者もお年寄りも安心できる全世代型に転換する。来年10月からの幼児教育の無償化、そして再来年4月からの真に必要な子供たちの高等教育の無償化は、その重要な第一歩です。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を無償化する。低所得の家庭の子供であっても、質の高い高等教育を受けられるようにしていく。来年10月に予定されている、消費税率の引上げによる増収分を活用して、こうした施策を実現することにより、国民の皆さんに還元してまいります。

関係閣僚におかれては、本日、決定した方針に沿って、速やかに法案作業を進めるとともに、地方自治体等において円滑な施行ができるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。」

（詳細は、首相官邸ホームページを参照。

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201812/28kakuryoukaigou.html)

関係閣僚合意として「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（添付資料1を参照）が示されました。

これまでに子ども・子育て会議等において案として提示された内容や平成31年度予算案に示されている内容も含め、幼児教育の無償化の内容が本指針に整理されています。

(詳細は添付資料と、内閣府ホームページを参照。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>)

「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」資料抜粋

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5 歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 2.57 万円（注：国立大学附属幼稚園 0.87 万円、国立特別支援学校幼稚部 0.04 万円）まで無償化
 - ※開始年齢…原則、小学校就学前の 3 年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満 3 歳から無償化
 - ※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5 歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収 360 万円未満相当世帯）
- 0～2 歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化
 - ※保育の必要性の認定…2 号認定又は 2 号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5 歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化

※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等 10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

○2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設…現物給付を原則。
未移行幼稚園…市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われな
いよう、周知徹底

添付資料は3点です。

- ・資料1「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」
（平成30年12月28日、関係閣僚合意）
- ・資料2「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」（平成30年12月28日）
- ・資料3「幼児教育の無償化に係る参考資料」（平成30年12月28日）